## 平成26年5月薬価収載予定の新薬のうち14日ルールの制限を外すもの(案)

番号	投与 経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	効能·効果	用法・用量	単剤の販売名 (承認時期)	単剤の有効成分 (一般名)	単剤の 効能・効果	単剤の用法・用量 (高血圧症、成人に係るもの)
1	内用	アテディオ配合錠 (味の素製薬(株))	バルサルタン		「成人には <u>1日1回</u> 1錠 (バルサルタンとして <u>80mg</u> 及びシルニジピンとして <u>10mg</u> )を <u>朝食後</u> に経口投与 する。本剤は高血圧治療の 第一選択薬として用いな い。」	ディオバン錠20mg(平成12年11月)/ ディオバン錠40mg(平成12年11月)/ <u>ディオバン錠80mg</u> (平成12年11月)/ ディオバン錠160mg(平成16年12月)	バルサルタン	高血圧症	通常、成人にはバルサルタンとして40~ <u>80mg</u> を <u>1日1回</u> 経口投与する。なお、年齢、症状に応じて適宜増減するが、1日160mgまで増量できる。
			シルニジピン			アテレック錠5(平成7年11月)/ <u>アテレック錠10</u> (平成7年11月)/ アテレック錠20(平成25年12月)	シルニジピン	高血圧症	通常、成人にはシルニジピンとして1日1回5~10mgを朝食後経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。効果不十分の場合には、1日1回20mgまで増量することができる。ただし、重症高血圧には1日1回10~20mgを朝食後経口投与する。
2		ザクラス配合錠 L D / ザクラス配合錠 H D (武田薬品工業(株))	アジルサルタン	高血圧症	「成人には <u>1日1回</u> 1錠 (アジルサルタン/アムロ ジピンとして <u>20 mg/2.5mg</u> 又は <u>20 mg/5mg</u> )を経口投 与する。本剤は高血圧治療 の第一選択薬として用いな い。」	<u>アジルバ錠20mg</u> (平成24年4月)/ アジルバ錠40mg(平成24年4月)	アジルサルタン	高血圧症	通常、成人にはアジルサルタンとして <u>20mg</u> を <u>1日1回</u> 経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減 するが、1日最大投与量は40mgと する。
	התניו		アムロジピンベ シル酸塩			<u>ノルバスク錠2.5mg</u> (平成5年11月)/ <u>ノルバスク錠5mg</u> (平成5年11月)/ ノルバスク錠10mg(平成22年11月)	アムロジピンベ シル酸塩	高血圧症、 狭心症	通常、成人にはアムロジピンとして2.5~5mgを1日1回経口投与する。なお、症状に応じ適宜増減するが、効果不十分な場合には1日1回10mgまで増量することができる。

単剤の効能・効果はいずれも「高血圧症」が含まれ、「バルサルタンとシルニジピン」及び「アジルサルタンとアムロジピンベシル酸塩」の併用療法は、いずれも1年以上の臨床使用経験 があると認められる。

## 新医薬品の処方日数制限の取扱いについて

平成22年10月27日 中 医 協 了 承

新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、 原則、1回14日分を限度として投与することとされているところである。 しかしながら、当該処方日数制限を行うことが不合理と考えられる下記 のような場合は例外的な取扱いとする。

同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新 医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量につい て、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認 められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設け ないこととする。

疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在している といった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合 理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性 が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1 年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に 応じた日数とする。

例外的な取扱いとする新医薬品は、個別に中医協の了承を得ること とする。